

告 示

埼玉県告示第百二十九号

令和五年埼玉県告示第五百六十八号で公示した公共測量は、令和五年十一月三十日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕